

# 令和8年瑞穂町農業委員会3月総会

令和8年3月23日、令和8年瑞穂町農業委員会3月総会が瑞穂町役場2階 会議室2-1、2-2にて開催された。

## 農業委員会委員

|    |      |     |       |     |      |     |      |
|----|------|-----|-------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 榎本雄一 | 2番  | 山田明弘  | 3番  | 青木一幸 | 4番  | 鈴木正実 |
|    |      |     |       |     | 【欠席】 |     |      |
| 5番 | 坂田敬一 | 6番  | 中野高雄  | 7番  | 古川宗昭 | 8番  | 西村一彦 |
|    |      |     |       |     |      |     | 【欠席】 |
| 9番 | 村山正信 | 10番 | 細渕日出夫 | 11番 | 吉岡昭夫 | 12番 | 上野勝  |

## 農地利用最適化推進委員

|      |       |      |
|------|-------|------|
| 田中俊明 | 長谷部冬樹 | 雨宮尚幸 |
|------|-------|------|

出席した事務局職員は、次のとおりである。

|                  |       |              |      |
|------------------|-------|--------------|------|
| 産業経済課長<br>(事務局長) | 水村探太郎 | 農政係長<br>(書記) | 田中悠也 |
| 農政係              | 宮野裕城  |              |      |

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
  - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
  - 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 3時 27分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和8年瑞穂町農業委員会3月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番委員の榎本 雄一さんと2番委員の山田 明弘さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第3、議案第1号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第1号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は3月16日(月)午前9時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トウモロコシ、ブロッコリー、キャベツ等を栽培しています。耕作面積は約200a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が300日です。所有機械はトラクター2台、管理機2台、マルチャー1台等です。販路につきましては量販店です。取得農地の営農計画はブロッコリーを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号2農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は3月16日(月)午前9時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほどの議案第1号番号1と同じです。取得農地の営農計画はトウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。  
(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局

より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第 1 号番号 3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 3 月 16 日 (月) 午前 11 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、コマツナ、ネギ、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約 400 a。農業従事者は本人、妻、従業員 6 名です。農業従事日数は本人が 330 日、妻が 100 日、従業員が延べ 800 日です。所有機械はトラクター 3 台、管理機 3 台、軽トラック 2 台等です。販路につきましては給食、量販店です。取得農地の営農計画はサツマイモを栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は給食、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 1 号番号 4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面

積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第1号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は3月16日(月)午前11時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギ、ハウレンソウ、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約400a。農業従事者は本人、妻、研修生2名です。農業従事日数は本人が330日、妻が200日、研修生が各250日です。所有機械はトラクター10台、耕運機5台、掘り取り器などの機械20台等です。販路につきましては給食、量販店、直売所です。取得農地の営農計画はタマネギ、のらぼう菜を栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は給食、量販店、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。  
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞

き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第 2 号、番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 3 月 16 日 (月) 午前 10 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇は今回初めて農地を借り受けます。農業従事者は農業責任者 1 名、従業員 3 名です。農業従事日数は農業責任者が 240 日、従業員が各 240 日です。所有機械はありませんが、関連会社より必要な機械は全て借りることができます。販路につきましては、自社レストランでの使用と自社販売です。申請地の営農計画ですが、トマト、ブロッコリー、カボチャ、ハウレンソウを栽培予定です。通作距離は車で 30 分です。販路は自社レストランでの使用と自社販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請の通り可決いたします。続きまして、議案第 2 号番号 2、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 2、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第 2 号、番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 3 月 16 日 (月) 午前 10 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ハウレンソウ、ネギ、サトイモ、ブロッコリー、ニンジン等を栽

培しています。耕作面積は約 110 a です。農業従事者は本人、妻、長男、長男の妻です。農業従事日数は本人が 350 日、妻が 300 日、長男が 300 日、長男の妻が 300 日です。所有機械は、トラクター3 台、保冷庫 1 台、ネギの皮むき器 1 台等です。販路につきましては、量販店、直売所です。申請地の営農計画ですが、トウモロコシ、ハクサイ、ホウレンソウを栽培予定です。通作距離は徒歩で 1 分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 2 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について農地中間管理機構に相当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 3、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 3、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第 2 号、番号 3 農地法第 3 条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 3 月 16 日 (月) 午前 10 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんは今回初めて農地を取得します。農業従事者は本人、父です。農業従事日数は本人が 150 日、父が 150 日です。所有機械は、耕運機 3 台、噴霧器 1 台、草刈り機 1 台、軽トラック 1 台等です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、サツマイモ、ジャガイモ等を栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地

について適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第2号、番号3について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出者〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由事業用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和8年瑞穂町農業委員会3月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 3 時 55 分

議 長

第 1 番 委 員

第 2 番 委 員